

令和4年10月1日

吸収合併にかかる事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

東京都港区東新橋一丁目2番13号
川岸工業株式会社
代表取締役社長 金本 秀雄

当社は、令和4年3月25日付けで、川岸工事株式会社（以下、「川岸工事」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和4年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、川岸工事を消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
本件吸収合併が効力を生じた日は、令和4年10月1日です。
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条および第787条の規定ならびに会社法第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - イ 吸収合併をやめることの請求に係る手続きの経過（会社法第784条の2）
吸収合併消滅会社である川岸工事は、当社の完全子会社であったため、吸収合併をやめることの請求に係る手続きについて該当すべき事項はありません。
 - ロ (1) 反対株主の株式買取請求の経過（会社法第785条）
吸収合併消滅会社である川岸工事は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当すべき事項はありません。
 - (2) 新株予約権買取請求の経過（会社法第787条）
吸収合併消滅会社である川岸工事は、新株予約権の発行を行っていませんので、該当すべき事項はありません。
 - (3) 債権者保護手続きの経過（会社法第789条）
吸収合併消滅会社である川岸工事は、会社法第789条第2項の規定に基づき、令和4年7月1日付けにて官報での公告ならびに令和4年7月4日付けにて個別催告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

イ 吸収合併をやめることの請求に係る手続きの経過（会社法第 796 条の 2）

吸収合併存続会社である当会社に対して吸収合併をやめることの請求権を行使した株主はありませんでした。

ロ（1）反対株主の株式買取請求の経過（会社法第 797 条）

当社は、令和 4 年 7 月 1 日より電子公告を行いました。が、株式買取請求行使期限までに、当会社に対して株式の買取請求権を行使した株主はありませんでした。

（2）債権者保護手続きの経過（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 1 日付けにて官報での公告ならびに令和 4 年 7 月 1 日付けにて電子公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって川岸工事から、その一切の資産、負債および権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

令和 4 年 10 月 3 日をもって、変更の登記を行う予定です。

7. 前記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当すべき事項はありません。

以上

令和4年7月1日

吸収合併にかかる事前開示書面

(会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に基づく開示事項)

東京都港区東新橋一丁目2番13号
川岸工業株式会社
代表取締役社長 金本 秀雄

当社は、令和4年3月25日付けで、川岸工事株式会社（以下、「川岸工事」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和4年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、川岸工事を消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

令和4年3月25日付けで当社と川岸工事が締結した吸収合併契約の内容は、別紙のとおりです。

2. 吸収合併の対価について定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

完全親子間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当すべき事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第191条第3号）

- (1) 川岸工事の最終事業年度にかかる計算書類等の内容は、別紙のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当すべき事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則第191条第5号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当すべき事項はありません。

6. 効力発生日以後における債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により本件吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

本件吸収合併効力発生後の当会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の当会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本件吸収合併後における当会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



合併契約書

川岸工業株式会社（本店：東京都港区東新橋一丁目2番13号、以下、「甲」といいます。）および川岸工事株式会社（本店：千葉県柏市若白毛字宮原1124、以下、「乙」といいます。）は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関して、本日、次のとおり契約する。

（吸収合併）

第1条 甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および本店は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：川岸工業株式会社

本店：東京都港区東新橋一丁目2番13号

（2）吸収合併消滅会社

商号：川岸工事株式会社

本店：千葉県柏市若白毛字宮原1124

（存続会社が交付する金銭等）

第2条 甲は乙の発行済株式（乙が保有する自己株式を除く）のすべてを保有しているため、本合併に際して新たな株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他の金銭等の交付を行わないものとする。

（増加すべき存続会社の資本金および準備金）

第3条 甲が本合併により増加すべき資本金および準備金の額は、次のとおりとする。ただし、効力発生日前日における乙の資産および負債の状態により、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|----------|-------|
| 1. 資本金 | 増加しない |
| 2. 資本準備金 | 増加しない |
| 3. 利益準備金 | 増加しない |

（本契約の承認）

第4条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の承認を得ないで本合併を行うものとする。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認を得ないで本合併を行うものとする。

(効力発生日)

第5条 本合併が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」といいます。）を令和4年10月1日とする。ただし、本合併の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、甲および乙が協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(引き継ぎ)

第6条 乙はその作成による令和3年9月30日現在の貸借対照表および財産目録を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

2 乙は、前項の期日後効力発生日に至る間におけるその資産負債の変動につき、これを別に計算書を添付してその内容を明確ならしめるものとする。

(管理執行義務)

第7条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって財産の管理および営業の執行を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙が協議のうえ、これを行うものとする。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第8条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲および乙の財産、経営状態に重要な変動を生じたときもしくは隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲および乙が協議のうえ、合併条件を変更または本契約を解除できる。

(規定外条項)

第9条 本契約書に規定するものの外、本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲および乙が協議のうえ、これを執行するものとする。

以上

上記契約の成立を証するため、本契約書 1 通を作成し、甲がその原本を、乙がその写しを保有するものとする。

令和 4 年 3 月 25 日

東京都港区東新橋一丁目 2 番 13 号
(甲) 川岸工業株式会社
代表取締役 金本 秀雄



千葉県柏市若白毛字宮原 1124
(乙) 川岸工事株式会社
代表取締役 相原 隆美



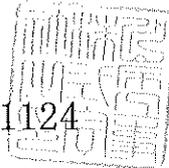
第 37 期

決算報告書

自 令和 2年10月 1日
至 令和 3年 9月30日

川岸工事株式会社

千葉県柏市若白毛1124



貸借対照表
令和 3年 9月30日 現在

(単位:円)

資 産 の 部

【 流 動 資 産 】

現金	201,988
当座預金	79,176,709
普通預金	7,491,289
定期預金	10,000,000
完成工事未収入金	151,000,456
立替金	2,578,477
一般仮払金	227,421
従業員仮払金	249,450
流動資産合計	250,925,790

【 固 定 資 産 】

有形固定資産	
建物付属設備	6,519,598
機械装置	604,308
車両運搬具	140,813
工具器具備品	650,550

有形固定資産合計 7,915,269

無形固定資産	
電話加入権	129,853

無形固定資産合計 129,853

固定資産合計 8,045,122

資 産 合 計 258,970,912

負 債 の 部

【 流 動 負 債 】

外注未払金	114,137,921
未払金	374,635
未払費用	7,700,117
所得税預り金	480,710
市民税預り金	678,400
社会保険料預り金	614,595
未払法人税等	7,995,000
未払消費税当	6,425,900
賞与引当金	3,583,000

流動負債合計 141,990,278

【 固 定 負 債 】		
退 職 給 付 引 当 金		16,403,348
固 定 負 債 合 計		16,403,348
負 債 合 計		158,393,626
	純 資 産 の 部	
【 株 主 資 本 】		
【 資 本 金 】		10,000,000
【 利 益 剰 余 金 】		
利 益 準 備 金	2,500,000	
【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】		
別 途 積 立 金	60,000,000	
繰 越 利 益 剰 余 金	28,077,286	
そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	90,577,286	
利 益 剰 余 金 合 計		90,577,286
株 主 資 本 合 計		100,577,286
純 資 産 合 計		100,577,286
負 債 ・ 純 資 産 合 計		258,970,912

損 益 計 算 書

自 令和 2年 10月 1日
至 令和 3年 9月 30日

(単位:円)

【 営 業 損 益 】

売 上 高
完 成 工 事 高 832,277,889 832,277,889

売 上 原 価
完 成 工 事 原 価 766,463,262 766,463,262

売 上 総 利 益
完 成 工 事 総 利 益 65,814,627 65,814,627

販 売 費 及 び 一 般 管 理 費

給 料 手 当 21,082,560
賞 与 5,463,933
退 職 給 付 費 用 2,077,078
法 定 福 利 費 2,340,211
福 利 厚 生 費 210,872
旅 費 交 通 通 信 費 161,264
交 際 費 287,058
動 力 用 水 道 光 熱 費 217,432
租 税 公 課 641,154
事 務 用 品 費 1,300,518
減 価 償 却 費 431,432
雑 費 1,496,834 35,710,346

営 業 利 益 30,104,281

【 営 業 外 損 益 】

営 業 外 収 益
受 取 利 息 274
雑 収 入 121,664 121,938

経 常 利 益 30,226,219

税 引 前 当 期 純 利 益 30,226,219

法 人 税 住 民 税 事 業 税 9,750,900

当 期 純 利 益 20,475,319

販売費及び一般管理費明細書

自 令和 2年 10月 1日
至 令和 3年 9月 30日

(単位:円)

給	料	手	当	21,082,560
賞			与	5,463,933
退	職	給	付	2,077,078
法	定	福	利	2,340,211
福	利	厚	生	210,872
旅	費	交	通	161,264
交		際	信	287,058
動	力	用	水	217,432
租	税		道	641,154
事	務	用	公	1,300,518
減	価	用	品	431,432
雑		償	却	1,496,834
			費	
			費	

合

計

35,710,346

株主資本等変動計算書(自2020年10月1日 至2021年9月30日)

	株 主 資 本				株主資本合 計	純資産合計
	資 本 金	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			
			別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
2020年9月30日残高(円)	10,000,000	2,500,000	60,000,000	8,801,967	81,301,967	81,301,967
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当(注)				△ 1,200,000		
別途積立金の積立(注)						
当期純利益				29,390,370	29,390,370	29,390,370
当事業年度中の変動額合計(円)			0	28,190,370		
2021年9月30日残高(円)	10,000,000	2,500,000	60,000,000	36,992,337	109,492,337	109,492,337

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
- ② 建物付属設備 定額法

(2) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しています。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額により計上しています。
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(3) 完成工事高の計上基準は工事進行基準によっています。

(4) 消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 200株

(2) 事業年度の末日に行う剰余金の配当

2021年11月30日開催の定時株主総会において次のとおり決議する予定であります。

配当金の総額	3,000,000円
配当金の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	15,000円
基準日	2021年9月30日
効力発生日	2021年12月1日

3. その他の注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,265,403円